

資料 2

デジタル行財政改革アドバイザーボード運営要領

〔令和 5 年 10 月 6 日〕
デジタル行財政改革担当大臣決裁

デジタル行財政改革アドバイザーボードの開催について（令和 5 年 10 月 6 日デジタル行財政改革担当大臣決裁）第 4 項に基づき、デジタル行財政改革アドバイザーボード（以下「アドバイザーボード」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

- 1 アドバイザーボードは、原則、オンライン開催とする。
- 2 アドバイザーボードは、有識者からの自由^{かつ}闊達な御意見を頂戴する場として開催するものであり、原則、非公開とする。
- 3 議事内容の透明性を確保するため、資料及び議事要旨を速やかに内閣官房ウェブサイトに掲載する。
- 4 デジタル行財政改革担当大臣が特に必要と認めるときは、資料及び議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 5 この運営要領に定めるもののほか、アドバイザーボードの運営に関し必要な事項は、デジタル行財政改革担当大臣が定める。